

あわじ障害者地域活動支援センターきらら 重要事項説明書

本重要事項説明書は、あわじ障害者地域活動支援センター きらら（以下「事業者」とします。）とサービス利用契約の締結を希望される方（以下「利用者」とします。）に対して、施設の概要や提供サービスの内容等について説明し交付するものです。

1. 事業者

名 称	あわじ障害者地域活動支援センターきらら
開設年月日	平成20年4月1日
所在地	兵庫県南あわじ市神代浦壁198番地の1
管理者	施設長 藪脇 久臣
電話番号	0799-43-2155
ファックス番号	0799-43-2156

2. サービスの内容

利用日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
提供時間	9：45～15：45
内 容	創作的活動、生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進
対象地域	南あわじ市

3. 職員体制

職 種	員 数	勤務形態	資 格
管理者	1	常勤（兼務）	社会福祉士・精神保健福祉士等
相談支援専門員	3	常勤・非常勤	社会福祉士・精神保健福祉士等
生活支援員	5	常勤・非常勤	介護福祉士 介護職員初任者研修修了者
事務員	1	常勤	
医 師	1	嘱託	

4. 建物・設備の概要

構 造	鉄骨平屋建て
延べ床面積	592.00 m ²
敷地面積	1,880.46 m ²

設 備	室 数	面 積	備 考
会議室	1	30.00 m ²	
相談室	1	8.00 m ²	
喫煙室	1	6.17 m ²	
作業室	1	35.20 m ²	
菓子工房	1	66.00 m ²	ウインズ就労継続支援 B 型で使用
事務室	1	172.15 m ²	
洗面所	5	0 m ²	
多目的トイレ	1	25.20 m ²	洋式便器 1 ・温水シャワー設備
男子トイレ	1		小便器 2 ・和式便器 1 ・洋式便器 1
女子トイレ	1		和式便器 1 ・洋式便器 1
廊下・その他		249.28 m ²	倉庫・書庫等含む

併設されているあわじ障害者多機能型施設ウインズと一部設備を共用しています。

5. 利用料金について

(1) 利用者の実費負担

次に記載する費用は地域生活支援事業給付費に含まれないため、利用者の実費負担となります。

- ① 給食費（食材費） … 380円
- ② 利用者が参加を希望された行事・レクリエーションに必要な経費の実費
・交通機関の運賃 ・施設の入場料金 ・飲食料金（給食の場合を除く）など
- ③ 利用者の希望で指定された消耗品等の購入に係る実費
- ④ その他利用者が個人的に使用するもので個人負担が適当と認められる物品の購入に係る実費

(2) キャンセル料

利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、下記のキャンセル料をいただきます。

給食費（食材費） … 380円 ※利用日の前日までに申し出のない場合

（３）利用料金の支払い方法

利用料金は１か月ごとに計算し、翌月１０日（休日の場合は翌営業日）に請求しますので、指定された期日（原則、現金の場合：翌月２０日 口座振替：翌月２７日）までにお支払いください。お支払い方法は、次のいずれかより選択できます。

① 窓口への持参

受付先

〒６５６－０４５２ 兵庫県南あわじ市神代浦壁１９８番地の１ あわじ障害者地域活動支援センター きらら 事務所窓口

② 指定銀行口座への振り込み（振込手数料は利用者負担）

振込先

徳島大正銀行 南あわじ支店 普通預金 口座番号５０３１６９４ （口座名義）社会福祉法人淡路島福祉会 理事長 八木 英臣
--

③ 現金書留による郵送（郵送料は利用者負担）

郵送先

〒６５６－０４５２ 兵庫県南あわじ市神代浦壁１９８番地の１ あわじ障害者地域活動支援センター きらら

④口座振替（毎月２７日に、ご登録いただいた通帳から引き落とされます。）

６．緊急時の対応について

サービス提供中に利用者の心身の状態が変化した場合、速やかにあらかじめ届けられた連絡先に連絡し、必要に応じて家族等に病院受診を依頼します。利用者の心身の状態が急変した場合においては、緊急性を考慮し、施設の判断で救急車の要請や公用車による協力医療機関への搬送を行います。

７．協力医療機関について

名 称	医療法人 新淡路病院
所在地	兵庫県洲本市上加茂４３
電話番号	０７９９－２２－１５３４

名 称	医療法人社団 うしお会 八木病院
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内１１４７
電話番号	０７９９－４２－６１８８

8. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者家族及び自治体に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。事故状況及び処置について記録し、再発防止のための対策を講じます。事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

9. 損害賠償保険について

加入制度	ひょうご福祉サービス総合補償制度
保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店
所在地	神戸市中央区栄町通1-1-18-8F

10. 非常災害等の対策

(1) 防災設備

非常口、誘導灯、誘導標識、自動火災報知器、自動通報装置、熱煙感知器、排煙装置、消火器、を設置しています。天井ボード、カーテン、クロス、カーペット等は防災性のものを使用しています。

(2) 防災訓練

年2回の防災訓練を実施します。防火管理者が消防計画を作成し、淡路広域消防事務組合に提出しています。

(3) 防犯訓練

年1回の防犯訓練を実施します。

11. ボランティア・見学者等の受け入れについて

事業者が必要と認める場合、ボランティア・見学者等の受け入れをします。個人情報等の保護については、受け入れ規程に則り、誓約書を交わすものとします。予めご了承ください。

12. 留意事項

サービス利用にあたってのリスク説明、禁止事項等の留意事項を記載しております。

項 目	内 容
サービス提供時の支援及び対応について	原則として、事業者は利用者に対して、サービス提供時間における継続的なマンツーマンの支援はできかねます。
	原則として、事業者は利用者に対して、緊急時等のやむを得ない場合を除き医療行為を行いません。

	原則として、事業者は、事業者が指定する健康診断とサービス提供時間内の事故等のやむを得ない場合を除き、利用者の病院受診や、医師の診断説明等への付き添い及び同席はいたしません。
	原則として、事業者は利用者に対して金銭の貸与を行いません。
	事業者がサービス提供時間内に提供する食事について、譲渡や持ち帰りはできません。
	原則として、作業や日中活動に不要な私物及び貴重品の持ち込みはお断りしています。紛失や破損等について、事業者は責任を負いかねます。
	原則として、事業者は利用者に対して、サービス提供時間内の交友関係に制限を設けません。携帯電話及びスマートフォン等の連絡先の交換やプライベートの交流について、事業者は責任を負いかねます。
送迎サービスについて	事業者は、ステーション方式での送迎を実施しています。原則として、利用者都合による送迎時間及び場所の変更や指定はできません。
	原則として、送迎場所での停留時間を越えての停車はいたしかねます。予め設定した送迎車両の到着時刻に利用者が来ていない場合、送迎車両は次のステーションに向けて発車いたします。送迎車両に乗り遅れた場合は、公共の交通機関や家族等による送迎を利用して通所していただく場合があります。
	利用者が、体調不良や情緒不安定等の理由から、他利用者と一緒に送迎車両に乗車することが困難であると事業者が判断した場合は、家族等に連絡のうえ、家族等による送迎を依頼する場合があります。
	事業者が、やむを得ない事由により送迎車両での送迎が困難な状況に陥った場合、家族等に連絡のうえ、家族等による送迎を依頼する場合があります。
	サービス提供時間内において、急激な天候の悪化や大規模な交通渋滞等が予測され、通常の送迎実施が困難であると事業者が判断した場合は、家族等に連絡のうえ、送迎時間の繰り上げ及び繰り下げをする場合があります。
事故等発生時の対応について	利用者が、サービス提供時間中に体調不良になり、感染症が疑われる場合は、当日のサービス提供を中止し、家族等に連絡のうえ、帰宅していただく場合があります。また、利用者が感染症の場合は、医師の診断に基づき、完治するまでの間のサービス利用をお断りする場合があります。
	利用者が、他利用者及び従業員への暴力行為や、事業所の設備・備品等への破壊行為等を行い、安全配慮の観点から利用者への当日のサービス提供が困難であると事業者が判断した場合は、サービス提供を中止し、家族等に連絡のうえ、帰宅していただく場合があります。
	利用者が病気、怪我等の理由でサービス提供時間内に病院を受診する必要がある場合、事業者は病院に同行したうえ、家族等に連絡し、利用者のその後の対応を依頼する場合があります。

	サービス提供時間内において、事業者が指定する活動場所以外で利用者が活動したことにより発生した事故等について、事業者は責任を負いかねる場合があります。
	原則として、サービス提供時間外に発生した利用者の事故やトラブルについて、事業者は対応いたしかねます。
サービス提供時間内の面会、外出及び早退等について	原則として、サービス利用に関する相談等で来所される場合は、事業者に対して事前に電話等でアポイントメントの取得をお願いします。
	原則として、サービス提供時間内の家族等の面会は、事業者から依頼した場合を除きお断りしています。やむを得ない事由がある場合は、事業者に対して事前に電話等でご連絡をお願いします。
	原則として、サービス提供時間内の利用者の外出はお断りしております。やむを得ない事由がある場合は、事業者に対して事前に電話等でご連絡をお願いします。原則として、外出する場合であっても、送迎車両による送迎は対応いたしかねます。
	利用者がサービス提供時間内に早退する場合は、事業者に対して事前に電話等でのご連絡をお願いします。原則として、早退する場合であっても、事業者が定める送迎時間外の送迎は対応いたしかねます。
臨時休業について	原則として、営業日であっても、兵庫県南部に気象警報が発令されている場合は臨時休業いたします。また、天変地異、豪雨・豪雪等による路面状況の悪化等により、安全なサービス提供ができないと事業者が判断した場合も臨時休業いたします。
禁止事項について	事業者が定める喫煙スペース以外での喫煙は固く禁止しております。
	サービス提供時間中の酒類の持ち込み及び飲酒は固く禁止しております。また、泥酔及び酒酔い状態の利用者のサービス利用はお断りしております。
	事業者は、利用者及びその家族等の思想や信仰について制限を設けません。ただし、他利用者及び事業者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動の一切を固く禁止しております。
その他	事業者は、利用者及びその家族等が、反社会的勢力に属する事実を確認した場合、サービス提供の中止及び契約解除をする場合があります。
	事業者は、利用者及びその家族等が、威力的な発言や行動を以って事業運営やサービス提供の変更を求めた場合、また発言や行為を以って事業者の名誉を著しく毀損した場合において、その事実を自治体等に報告のうえ、法的措置による解決を行う場合があります。

1 3. 苦情の受付について

(1) 当事業所における受付

相談受付担当者	相談支援専門員 土井 美智代
電話番号	0 7 9 9 - 4 3 - 2 1 5 5
受付時間	月曜日から金曜日（祝日を除く） 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南あわじ市 福祉部福祉課障がい福祉係	所在地	南あわじ市市善光寺 2 2 番地の 1
	電話番号	0 7 9 9 - 4 3 - 5 2 1 6
兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス運営適正化 委員会	所在地	神戸市中央区坂口通 2 丁目 1 の 1 兵庫県福祉センター内
	電話番号	0 7 8 - 2 4 2 - 6 8 6 8

1 4. その他

本重要事項説明書に記載のない項目については、協議のうえ対処します。

あわじ障害者相談支援事業所きらら 重要事項説明書

本重要事項説明書は、あわじ障害者相談支援事業所 きらら（以下「事業者」とします。）とサービス利用契約の締結を希望される方（以下「利用者」とします。）に対して、施設の概要や提供サービスの内容等について説明し交付するものです。

1. 事業者

名 称	あわじ障害者相談支援事業所 きらら
開設年月日	平成20年4月1日
所在地	兵庫県南あわじ市神代浦壁198番地の1
管理者	管理者 土井 美智代
電話番号	0799-43-2155
ファックス番号	0799-43-2156
併設している事業	地域活動支援センター I 型

2. サービスの概要

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
営業時間	8：30～17：30
事業	指定特定相談支援（南あわじ市指定 第2831700014号） 指定障害児相談支援（南あわじ市指定 第2871700023号）
対象地域	南あわじ市

3. 職員体制

職 種	員 数	勤務形態	資 格
管理者	1	常勤（兼務）	社会福祉士・精神保健福祉士等
相談支援専門員	2	常勤・非常勤	社会福祉士・精神保健福祉士等
相談支援補助員	2	非常勤	介護福祉士 社会福祉主事研修修了者
事務員	1	非常勤	

4. 相談支援の提供方法及び内容

（1）サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成

- ①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者及びその家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題等を把握

します。

- ②相談支援専門員は、サービス等利用計画ならびに障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」とします。）の作成にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- ③相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」とします。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ④相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供するうえでの留意事項等を記載したサービス等利用計画等の原案を作成します。
- ⑤相談支援専門員は、サービス等利用計画等の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分したうえで、その内容について、利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで決定するものとし、作成したサービス等利用計画等の原案を利用者に交付するものとします。
- ⑥相談支援専門員は、給付決定が行われた後、サービス等利用計画等の原案に位置付けた福祉サービス等の事業者等と連絡調整を行い、サービス担当者会議等によりサービス等利用計画等の原案の内容の説明を行うとともに、事業者等から専門的な見地からの意見を求めるものとします。
- ⑦相談支援専門員は、前項に基づきサービス等利用計画等を作成し、その内容について、利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで決定するものとし、作成したサービス等利用計画等を利用者に交付するものとします。

（２）サービス等利用計画（障害児支援利用計画）作成後の便宜の供与

- ①利用者及びその家族と定期的に連絡を取り、経過を把握します。
- ②サービス等利用計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ③福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に評価を行い、サービス等利用計画等の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ④上限管理対象になっている利用者について、福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者及び当該福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。

（３）サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の変更

利用者が計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画等を変更します。

(4) 障害者支援施設（障害児入所施設）への紹介

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または利用者が障害者支援施設（障害児入所施設）等への入院または入所を希望する場合には、障害者支援施設（障害児入所施設）等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

5. 利用料金について

(1) 利用者の実費負担

次に記載する費用は、給付の対象に含まれないため、利用者の実費負担となります。

○南あわじ市外の居宅へ訪問してサービスを提供した場合にかかった交通費等。ただし、利用者が厚生労働大臣の定める地域に居住している場合を除きます。

(2) 利用料金の支払い方法

利用料金は1か月ごとに計算し、翌月10日（休日の場合は翌営業日）に請求しますので、指定された期日（原則、翌月20日）までにお支払いください。お支払方法は、次のいずれかより選択できます。

①窓口への持参

受付先

〒656-0452 兵庫県南あわじ市神代浦壁198番地の1
あわじ障害者地域活動支援センター きらら 事務所窓口

②指定銀行口座への振り込み（振込手数料は利用者負担）

振込先

徳島大正銀行 南あわじ支店 普通預金 口座番号5031694
(口座名義) 社会福祉法人淡路島福祉会 理事長 八木 英臣

③現金書留による郵送（郵送料は利用者負担）

郵送先

〒656-0452 兵庫県南あわじ市神代浦壁198番地の1
あわじ障害者地域活動支援センター きらら

6. 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者の心身の状態が変化した場合、速やかにあらかじめ届けられた連絡先に連絡し、必要に応じて家族等に病院受診を依頼します。利用者の心身の状態が急変した場合においては、緊急性を考慮し、施設に判断で救急車の要請や公用車による協力医療機関への搬送を行います。

7. 協力医療機関について

名称	医療法人 新淡路病院
所在地	兵庫県洲本市上加茂43
電話番号	0799-22-1534

名称	医療法人社団 うしお会 八木病院
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内1147
電話番号	0799-42-6188

8. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者家族及び自治体に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。事故状況及び処置について記録し、再発防止のための対策を講じます。事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

9. 損害賠償保険について

加入制度	ひょうご福祉サービス総合補償制度
保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店
所在地	神戸市中央区栄町通1-1-18-8F

10. 記録の管理・開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の支援に関する記録を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

記録の閲覧	営業時間内に職員の立会いのもと対応いたします。閲覧を希望される場合は事前にご連絡をお願いします。
複写物の交付	複写に必要な諸経費（A4用紙片面刷り1枚10円）は利用者の実費負担となります。複写物は手渡しにて交付いたします。

11. 留意事項

（1）相談支援専門員について

- ①利用契約の締結時に、担当の相談支援専門員を決定します。原則として、利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできません。
- ②担当の相談支援専門員が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、サ

ービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

(2) その他の留意事項

- ①原則として、事業者及び相談支援専門員は利用者に対して、緊急時等のやむを得ない場合を除き医療行為を行いません。
- ②原則として、事業者及び相談支援専門員は利用者に対して金銭の貸与及びその他金銭管理を行いません。
- ③原則として、相談支援専門員は利用者の介助及び送迎等の直接支援を行いません。
- ④原則として、相談等で来所される場合は、相談支援専門員に事前に電話等でアポイントメントの取得をお願いします。
- ⑤原則として、営業日であっても、兵庫県南部に気象警報が発令されている場合は臨時休業いたします。また、天変地異、豪雨・豪雪等による路面状況の悪化等により、安全なサービス提供ができないと事業者が判断した場合も臨時休業いたします。
- ⑥事業所敷地内では事業者が定める喫煙スペース以外での喫煙は固く禁止しております。
- ⑦事業所敷地内での飲酒及び酒類の持ち込みは固く禁止しております。また、泥酔及び酒酔い状態の利用者のサービス利用はお断りしております。
- ⑧事業者は、利用者及びその家族等の思想や信仰について制限を設けません。ただし、事業者及び相談支援専門員に対する宗教活動、政治活動及び営利活動の一切を固く禁止しております。
- ⑨事業者は、利用者及びその家族等が、反社会的勢力に属する事実を確認した場合、サービス提供の中止及び契約解除をする場合があります。
- ⑩事業者は、利用者及びその家族等が、威力的な発言や行動を以って事業運営やサービス提供の変更を求めた場合、また発言や行為を以って事業者及び相談支援専門員の名誉を著しく毀損した場合において、その事実を自治体等に報告のうえ、法的措置による解決を行う場合があります。

1 2. 相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における相談・苦情の受付

受付担当者	相談支援専門員 土井 美智代 相談支援専門員 鳥井 さつき
電話番号	0 7 9 9 - 4 3 - 2 1 5 5
受付時間	月曜日から金曜日（祝日を除く） 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南あわじ市 福祉部福祉課障がい福祉係	所在地	南あわじ市市善光寺 2 2 番地の 1
	電話番号	0 7 9 9 - 4 3 - 5 2 1 6

兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス運営適正化 委員会	所在地	神戸市中央区坂口通2丁目1の1 兵庫県福祉センター内
	電話番号	078-242-6868

13. その他

本重要事項説明書に記載のない項目については、協議のうえ対処します。

あわじ障害者相談支援事業所きらら 重要事項説明書

本重要事項説明書は、あわじ障害者相談支援事業所 きらら（以下「事業者」とします。）とサービス利用契約の締結を希望される方（以下「利用者」とします。）に対して、施設の概要や提供サービスの内容等について説明し交付するものです。

1. 事業者

名 称	あわじ障害者相談支援事業所 きらら
開設年月日	平成20年4月1日
所在地	兵庫県南あわじ市神代浦壁198番地の1
管理者	管理者 土井 美智代
電話番号	0799-43-2155
ファックス番号	0799-43-2156
併設している事業	地域活動支援センター I 型

2. サービスの概要

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
営業時間	8：30～17：30
事業	指定特定相談支援（南あわじ市指定 第2831700014号） 指定障害児相談支援（南あわじ市指定 第2871700023号）
対象地域	南あわじ市

3. 職員体制

職 種	員 数	勤務形態	資 格
管理者	1	常勤（兼務）	社会福祉士・精神保健福祉士等
相談支援専門員	2	常勤・非常勤	社会福祉士・精神保健福祉士等
相談支援補助員	2	非常勤	介護福祉士 社会福祉主事研修修了者
事務員	1	非常勤	

4. 相談支援の提供方法及び内容

（1）サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成

- ①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者及びその家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題等を把握

します。

- ②相談支援専門員は、サービス等利用計画ならびに障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」とします。）の作成にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- ③相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」とします。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ④相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供するうえでの留意事項等を記載したサービス等利用計画等の原案を作成します。
- ⑤相談支援専門員は、サービス等利用計画等の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分したうえで、その内容について、利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで決定するものとし、作成したサービス等利用計画等の原案を利用者に交付するものとします。
- ⑥相談支援専門員は、給付決定が行われた後、サービス等利用計画等の原案に位置付けた福祉サービス等の事業者等と連絡調整を行い、サービス担当者会議等によりサービス等利用計画等の原案の内容の説明を行うとともに、事業者等から専門的な見地からの意見を求めるものとします。
- ⑦相談支援専門員は、前項に基づきサービス等利用計画等を作成し、その内容について、利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで決定するものとし、作成したサービス等利用計画等を利用者に交付するものとします。

（２）サービス等利用計画（障害児支援利用計画）作成後の便宜の供与

- ①利用者及びその家族と定期的に連絡を取り、経過を把握します。
- ②サービス等利用計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ③福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に評価を行い、サービス等利用計画等の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ④上限管理対象になっている利用者について、福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者及び当該福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。

（３）サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の変更

利用者が計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画等を変更します。

(4) 障害者支援施設（障害児入所施設）への紹介

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または利用者が障害者支援施設（障害児入所施設）等への入院または入所を希望する場合には、障害者支援施設（障害児入所施設）等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

5. 利用料金について

(1) 利用者の実費負担

次に記載する費用は、給付の対象に含まれないため、利用者の実費負担となります。

○南あわじ市外の居宅へ訪問してサービスを提供した場合にかかった交通費等。ただし、利用者が厚生労働大臣の定める地域に居住している場合を除きます。

(2) 利用料金の支払い方法

利用料金は1か月ごとに計算し、翌月10日（休日の場合は翌営業日）に請求しますので、指定された期日（原則、翌月20日）までにお支払いください。お支払方法は、次のいずれかより選択できます。

①窓口への持参

受付先

〒656-0452 兵庫県南あわじ市神代浦壁198番地の1
あわじ障害者地域活動支援センター きらら 事務所窓口

②指定銀行口座への振り込み（振込手数料は利用者負担）

振込先

徳島大正銀行 南あわじ支店 普通預金 口座番号5031694
（口座名義）社会福祉法人淡路島福祉会 理事長 八木 英臣

③現金書留による郵送（郵送料は利用者負担）

郵送先

〒656-0452 兵庫県南あわじ市神代浦壁198番地の1
あわじ障害者地域活動支援センター きらら

6. 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者の心身の状態が変化した場合、速やかにあらかじめ届けられた連絡先に連絡し、必要に応じて家族等に病院受診を依頼します。利用者の心身の状態が急変した場合においては、緊急性を考慮し、施設に判断で救急車の要請や公用車による協力医療機関への搬送を行います。

7. 協力医療機関について

名 称	医療法人 新淡路病院
所在地	兵庫県洲本市上加茂 4 3
電話番号	0 7 9 9 - 2 2 - 1 5 3 4

名 称	医療法人社団 うしお会 八木病院
所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内 1 1 4 7
電話番号	0 7 9 9 - 4 2 - 6 1 8 8

8. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者家族及び自治体に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。事故状況及び処置について記録し、再発防止のための対策を講じます。事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

9. 損害賠償保険について

加入制度	ひょうご福祉サービス総合補償制度
保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店
所在地	神戸市中央区栄町通 1 - 1 - 1 8 - 8 F

10. 記録の管理・開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の支援に関する記録を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

記録の閲覧	営業時間内に職員の立会いのもと対応いたします。閲覧を希望される場合は事前にご連絡をお願いします。
複写物の交付	複写に必要な諸経費（A4 用紙片面刷り 1 枚 1 0 円）は利用者の実費負担となります。複写物は手渡しにて交付いたします。

11. 留意事項

（1）相談支援専門員について

- ①利用契約の締結時に、担当の相談支援専門員を決定します。原則として、利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできません。
- ②担当の相談支援専門員が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

(2) その他の留意事項

- ①原則として、事業者及び相談支援専門員は利用者に対して、緊急時等のやむを得ない場合を除き医療行為を行いません。
- ②原則として、事業者及び相談支援専門員は利用者に対して金銭の貸与及びその他金銭管理を行いません。
- ③原則として、相談支援専門員は利用者の介助及び送迎等の直接支援を行いません。
- ④原則として、相談等で来所される場合は、相談支援専門員に事前に電話等でアポイントメントの取得をお願いします。
- ⑤原則として、営業日であっても、兵庫県南部に気象警報が発令されている場合は臨時休業いたします。また、天変地異、豪雨・豪雪等による路面状況の悪化等により、安全なサービス提供ができないと事業者が判断した場合も臨時休業いたします。
- ⑥事業所敷地内では事業者が定める喫煙スペース以外での喫煙は固く禁止しております。
- ⑦事業所敷地内での飲酒及び酒類の持ち込みは固く禁止しております。また、泥酔及び酒酔い状態の利用者のサービス利用はお断りしております。
- ⑧事業者は、利用者及びその家族等の思想や信仰について制限を設けません。ただし、事業者及び相談支援専門員に対する宗教活動、政治活動及び営利活動の一切を固く禁止しております。
- ⑨事業者は、利用者及びその家族等が、反社会的勢力に属する事実を確認した場合、サービス提供の中止及び契約解除をする場合があります。
- ⑩事業者は、利用者及びその家族等が、威力的な発言や行動を以って事業運営やサービス提供の変更を求めた場合、また発言や行為を以って事業者及び相談支援専門員の名誉を著しく毀損した場合において、その事実を自治体等に報告のうえ、法的措置による解決を行う場合があります。

1 2. 相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における相談・苦情の受付

受付担当者	相談支援専門員 土井 美智代 相談支援専門員 鳥井 さつき
電話番号	0 7 9 9 - 4 3 - 2 1 5 5
受付時間	月曜日から金曜日（祝日を除く） 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南あわじ市 福祉部福祉課障がい福祉係	所在地	南あわじ市市善光寺 2 2 番地の 1
	電話番号	0 7 9 9 - 4 3 - 5 2 1 6

兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会	所在地	神戸市中央区坂口通2丁目1の1 兵庫県福祉センター内
	電話番号	078-242-6868

13. その他

本重要事項説明書に記載のない項目については、協議のうえ対処します。